

三田市学校給食費等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市学校給食費徴収条例（平成23年三田市条例第30号。以下「条例」という。）及び三田市学校給食費徴収条例施行規則（平成23年三田市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）に基づく学校給食費その他学校給食に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の申込み)

第2条 次に掲げる者が学校給食を受けようとするときは、市長に学校給食申込書を提出しなければならない。

- (1) 学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者
- (2) 学校園及び三田市立学校給食センター設置条例(昭和59年三田市条例第34号)に規定する学校給食センターに勤務する者
- (3) その他給食申込書の提出が必要と市長が認めた者

2 試食で学校給食を受けようとするときは、市長に試食会申込書を提出しなければならない。

(学校給食の実施計画及び給食人数の報告)

第3条 学校園長は、次の各号に掲げる報告書を三田市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 学校の給食実施期間及び実施回数 学校給食計画書(4月6日まで)
- (2) 学校行事等の実施計画 学校給食予定報告書(当該計画を実施する月の前月10日まで)
- (3) 給食人数の報告 学校給食人数報告書(給食を実施する前週水曜まで)

(給食数の変更手続き)

第4条 学校園長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる報告書を委員会に提出しなければならない。

- (1) 転入、転出又は病気その他の理由による欠食の事実が分かったとき 学校給食人数(異動)報告書
- (2) 学校閉鎖、学年閉鎖又は学級閉鎖が生じたとき 学校・学年・学級閉鎖報告書
- (3) 学校園には在籍しているが、学校給食を受けなくなったとき 学校給食完全欠食者報告書

2 学校園長は、前項各号に規定する報告書を提出した後、当該報告書で報告した内容に変更が生じたときは、変更報告書を提出しなければならない。

(学校行事等における学校給食日数の取扱い)

第5条 学校行事等において、学校給食が実施されなかったときの欠食日数の取扱いについては、別表第1に定めるところによる。

(長期病休等における学校給食日数の取扱い)

第6条 長期病休等において、学校給食を喫食しなかったときの欠食は、三田市の休日を定める条例(平成3年3月30日三田市条例第1号)第1条に規定する休日以外の日(以下「開所日」という。)の在籍学校園の学校給食実施日に、当該事由の期間が連続して4日

以上欠食となる場合とし、第4条第1項に規定する報告のあった日の翌々日から起算するものとする。

(食物性アレルギー疾患の場合等の手続き及び学校給食費の徴収)

第7条 保護者は、その児童、生徒若しくは園児が食物性アレルギー疾患で長期の除去食物療法が必要な場合等(以下「除去」という。)又は食物性アレルギー疾患が改善し、除去の必要がなくなった場合等(以下「解除」という。)は、委員会に対し学校給食の除去に関する申出書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申出のあった除去又は解除が決定した場合は、決定日の翌々日から当該除去又は解除を実施するものとする。

3 規則第6条第1号に規定する食物性アレルギー疾患の場合等の学校給食費の額については、別表第2に定めるところにより、徴収する。

4 前項による徴収は、決定日の属する月の翌月の納付期限の日から徴収する。

(法令に定めのあるときの学校給食費の額)

第8条 規則第5条に規定する法令に定めのあるときの学校給食費の額については、別表第3に定める額とする。ただし、食物性アレルギー疾患により除去食物療法が必要であるとして前条第1項に定める申出書を提出した園児に係る学校給食費の額については、同条第2項に定める額と別表第3に定める額のうち、いずれか低い額とする

(学校給食費の充当及び還付)

第9条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、過誤納額を当該徴収対象者の未納の学校給食費に充当するものとする。

2 前項の規定により充当するべき学校給食費がない場合は、当該徴収対象者に学校給食費を還付するものとする。

3 前2項の規定による充当及び還付をする場合は、過誤納金通知書により、当該徴収対象者に通知するものとする。

(児童手当からの徴収)

第10条 市長は、徴収対象者からの申出があった場合、児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条の規定により、児童手当から給食費の徴収を実施することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に教育長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

(1) 学校給食費会計事務取扱要綱(平成3年4月1日施行)

(2) 三田市学校給食実施運用細目(平成3年4月1日施行)

(3) 学校給食用物資納入指名業者選定委員会要綱(平成8年7月17日施行)

(4) 学校給食用物資納入に関する基準(平成19年1月1日施行)

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年10月1日以後の学校給食費の徴収から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(学校給食費の減免を受けた場合の特例)

2 条例第6条に基づく減免を受けた場合は、その減免額に応じて別表第2及び第3のそれぞれの額を別に定める。

別表第1(第5条関係)

事由	欠食日数の取扱い
(1) 学校行事	欠食日数に含める。
(2) 学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖	左記事由の期間が連続して3日目まで欠食日数に含めない。
	4日目以降 上記日数を差し引いて得た日数を欠食日数とする。
(3) 気象警報発令	欠食日数に含めない。

別表第2(第7条関係)

(単位：円)

継続して除去する給食物の状況(○:喫食)						1月当たりの徴収額	欠食による1食当たりの単価
主食		副食					
米飯	パン	牛乳	牛乳を除く副食				
○	○		○	小学校	3,620	221	
				中学校	4,340	265	
				幼稚園	2,600	186	
	○	○	○	小学校	3,590	219	
				中学校	4,280	261	
				幼稚園	2,820	201	
○		○	○	小学校	4,380	267	

				中学校	5,080	310
				幼稚園	3,280	234
○	○	○		小学校	2,110	129
				中学校	2,150	131
				幼稚園	1,630	116
○	○			小学校	1,170	71
				中学校	1,190	73
				幼稚園	790	56
○		○		小学校	1,920	117
				中学校	1,930	118
				幼稚園	1,460	104
○			○	小学校	3,430	209
				中学校	4,130	252
				幼稚園	2,450	174
	○		○	小学校	2,640	161
				中学校	3,340	203
				幼稚園	1,990	141
		○	○	小学校	3,430	209
				中学校	4,100	250
				幼稚園	2,670	190
		○		小学校	950	58
				中学校	950	58
				幼稚園	840	60
			○	小学校	2,460	150
				中学校	3,120	191
				幼稚園	1,830	130
	○	○		小学校	1,130	69
				中学校	1,140	70
				幼稚園	1,000	71
○				小学校	910	67
				中学校	1,000	78
				幼稚園	620	57
	○			小学校	140	50
				中学校	160	55
				幼稚園	130	46

別表第3(第8条関係)

(単位：円)

1月当たりの徴収額		欠食による1食当たりの単価
幼稚園	790	56